

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。また、新型コロナウイルスの予防対策は、引き続き注意が必要です。そのため、手洗いやうがいなど、感染予防策の徹底を心がけていきましょう。くれぐれもお体ご自愛下さい。

<令和3年度の税制改正について>

令和3年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- ① 住宅ローン控除の特例の延長等
- ② セルフメディケーション税制の見直し
- ③ 退職所得課税の適正化

【贈与税関係】

- ④ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充
- ⑤ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

【法人税関係】

- ⑥ コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し（人材確保等促進税制）
- ⑦ 中小企業向け投資促進税制等の延長等
- ⑧ 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

【その他】

- ⑨ 税務関係書類における押印義務の見直し
- ⑩ スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手段の創設

※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<年次有給休暇の年5日取得義務化について>

『働き方改革関連法』が平成31年4月1日に施行され2年を迎えますが、取組みはいかがでしょうか？

なお、有給休暇取得義務化の対象者は、有給休暇の付与日数が10日以上である労働者（管理監督者やパートタイム労働者・有期雇用労働者を含む）限定です。

また、上記法律には罰則規定がございます。今一度、問題点がないか社労士等に相談しながらご確認下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- ② 所得税の振替納付日…5月31日(月) (注)
- ③ 消費税の振替納付日…5月24日(月) (注)
- ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- ⑤ 個人住民税の通知…普通徴収：納期限は6月、8月、10月及び1月の末日
- ⑥ 自動車税の納付・・・5月末日

(注) 申告期限延長に伴い、振替日が変更になりました。
なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男（小3）、次男（小2）、長女（年中）、三男（1才）の父親として育児に奮闘しております。

確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事・育児等すべて負担させてしまうため、本当に感謝をしております。

三男は元気に成長しており、食欲旺盛で何度もおかわりをします。また、バイバイが好きで、すれ違う人達に可愛い声で愛想を振りまいています。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

